

チェンナイ日本商工会 会員資格、入会手続き及び会費のご案内

チェンナイ日本商工会事務局

1. 会員資格につき

会員資格・年会費・支払期日は以下の通りです。ご一読くださいますようお願い致します。

第4章 会員（資格）

第4条

会員資格は在チェンナイの日本企業（支店、駐在員事務所、連絡事務所、プロジェクトオフィスを含む）、日本企業のインド子会社/合弁会社、日本政府機関、日本人駐在員およびインド人個人に対して開かれており、本会の目的について直接または間接に関心を持ち、会則に照らして会員資格を満たしており、かつ理事会の承認を得るものとする。会員資格を提供することが本会にとって有益と判断される場合は、上記にかかわらず理事会は、在チェン ナイの日系以外の企業に対しても資格を認めることができる。入会を希望する企業や機関は、会長宛の入会申し込み書を理事会に提出するものとする。理事会は入会申請を正当な理由で拒否することができ、理事会の判断が入会に関わる最終判断となる。入会拒否の理由は、理事会が必要と認めた場合に当事者に伝えることができる。理事会は、本会の活動に対して特別の功績があった人や、その経験に基づくアドバイスが本会の目的を追求する上で有益であると考えられる人とのコネクションを作るため、名誉会員を任命することができる。

（会費）

2 入会金と年会費は次のとおりとする。

入会金（入会時のみ）2,000 ルピー

年会費 24,000 ルピー

年会費は入会時から当該年度の残りの月数に応じて納めるものとする。（月額 2,000 ルピー）

月途中であっても1ヶ月とみなす。いったん納めた年会費は退会しても返金されない。

（入会金および年会費の支払期日）

3 入会金は入会時に支払わなければならない。年会費は年次総会終了後2ヶ月以内に支払わなければならない。ただし、新入会員については、入会日から1ヶ月以内に会費を支払わなくてはならない。

（以下略）

2. 入会手続きにつき

(1) 「チェンナイ日本商工会入会用紙」(2ページ)をご提出頂く。E-Mail 添付資料にてお送りください。

(2) 理事会にて入会の承認を得る。

理事会は、通常月一回開催です。8月・12月は例年休会です。

(3) 入会金及び年会費をお支払い頂き、正式な会員となる。

理事会承認後に、入会金及び年会費の請求書をお送りします。（お支払い方法は、銀行振り込みとなります。） 入会日から1カ月以内に会費をお支払いください。

(4) チェンナイ日本商工会三木会にて、入会のご挨拶を頂く。

三木会は原則、隔月の第三木曜日開催です。8月・12月は、例年休会です。